

令和 7 年 10 月 2 日

教 育 長  
会 計 管 理 者  
各 課 (局) 長 } 様

鳩山町長 小川 知也

### 令和 8 年度予算編成方針について（通知）

国では「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、当面の経済財政運営として、「米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応をはじめ、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行う。また、賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を確実なものとするよう、物価上昇を上回る賃上げを起点として、国民の所得と経済全体の生産性を向上させる。このため、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」及び令和 6 年度補正予算並びに令和 7 年度予算及び関連する施策を迅速かつ着実に行う」としている。また、令和 8 年度予算編成については、「地方創生 2.0 の推進、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、防災・減災・国土強靭化、少子化対策・こども政策の着実な実施など、重要政策課題に必要な予算措置を講じることにより、メリハリの効いた予算編成とする」としている。

このような国の基本方針を踏まえつつ、本町の令和 8 年度予算は、第 6 次鳩山町総合計画のめざす将来像である、「暮しに幸せを感じるまち HAPPY TOWN はとやま～住んでみたい、住み続けたいまち～」を実現するため、職員全員が事業内容や効果等を十分に精査するとともに、限られた財源を最大限活用し町民福祉の向上を図ることを念頭に置いて、予算編成に臨まれたい。

記

## 1 令和 8 年度の町政運営及び予算編成基本方針

### （1）本町の財政状況

本町の令和 6 年度決算を振り返ると、歳入については、町税が個人町民税の定額減税の実施などにより、前年度比で約 3,500 万円減少したが、定額減税による減収は地方特例交付金により全額補填されたことで、実質的な町税としては約 2,000 万円の増加となった。また、地方交付税については、国の補正予算に伴う追加交付が行われたことで、前年度比で約 6,600 万円の増加となり、前年度を上回る一般財源を確保することができた。

一方、歳出については、義務的経費のうち、扶助費が介護・特例介護等給付費や制度改革に伴う児童手当の増加などにより前年度比で約 8,200 万円、人件費は給与改定の影響により前年度比で約 3,600 万円とそれぞれ増加した。なお、近

年、増加傾向にあった公債費は前年度比で約 6,900 万円の減少となった。

財政健全化法に基づく、健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は前年度に引き続き赤字額は発生していないため該当なしとなったが、実質公債費比率は、公債費支出が減少したものの前年度と同率の 11.7%、将来負担比率は、町債残高削減計画に基づき町債発行を抑制したことにより、前年度比で 5.3 ポイント改善の 71.3% となった。しかし、実質公債費比率及び将来負担比率ともに、埼玉県内の町村平均を大きく上回る数値となっており、引き続き、財政健全化に向けた取り組みが必要である。

以上を踏まえて、令和 8 年度は、住んでみたい、住み続けたいまちづくりを推進するとともに、健全な財政構造の確立と持続可能な財政運営を行うため、庁内の連携を図りながら、以下に示す町政運営及び予算編成基本方針に基づき、予算編成にあたるものとする。

## (2) 令和 8 年度の町政運営

### ① 少子化対策、健康長寿のまちづくりの推進

本町の人口は、令和 7 年 4 月 1 日現在 12,729 人で、10 年前の平成 27 年に比べて 1,705 人減少しており、人口減少に歯止めが効かない状況が続いている。また、少子高齢化が著しく進んでおり、特に 65 歳以上の高齢化率は令和 7 年 1 月 1 日時点で 47.1% と埼玉県内の市町村でトップクラスとなっている。このため、少子化対策と健康長寿のまちづくりに取り組む必要がある。

少子化対策については、令和 5 年度に策定した「鳩山町少子化対策チャレンジプラン」に基づく子育て支援及び子育て世帯の移住・定住施策を推進し、子育てに優しいまちづくりに取り組むこととする。また、健康長寿のまちづくりとして、町民がいつまでも住み慣れた地域で、心身ともに健やかな生活を送ることができるように、障がい者を含めた、子どもから高齢者までの包括的な支援事業の推進、スポーツ・文化等のサークル活動を通じた「栄養・運動・社会参加」の 3 本柱を基礎とした健康づくり事業に継続的に取り組むこととする。

### ② 安心・安全なまちづくりの推進

本町は、地盤が強く、地震には比較的強いまちであるが、近年は令和元年の台風や令和 4 年の集中豪雨により、住家の浸水、道路の冠水、土砂崩れなどが発生し、本町としては大規模な被害となった。この教訓を活かし、町の防災力を高め、町民が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりに取り組む必要がある。

災害発生時の初期段階では、自助・共助の取り組みが重要であることから、防災訓練など地域住民が参画した取り組みを推進するとともに、大雨時における重郎橋付近の内水対策、町民への災害情報を迅速に提供できる体制づくりを進めることとする。また、交通安全施策を継続的に推進するとともに、地域住民が参画した防犯パトロールの実施など、地域の防犯対策の推進に取り組むこととする。

### ③ 地域活性化、魅力あるまちづくりの推進

本町では、人口減少と少子高齢化の進展に伴い、町財政の基幹財源である町税収入は減少していくことが予測される。人口減少は全国的な課題であり、避けて

は通れない状況であるが、本町への移住・定住施策の推進をはじめ、自然や文化、歴史、特産品など、町の魅力や情報を発信することで、本町に訪れる人や継続的に関わりを持つ関係人口の創出など、地域活性化、魅力あるまちづくりに取り組む必要がある。

本町への来訪者や関係人口を創出するため、北部地域活性化事業で整備した上熊井農産物直売所「ちょっくま」及び泉井交流体験エリア、鳩山町コミュニティ・マルシェの活用、鳩山ブランドの創出によるふるさと納税返礼品の充実、本町と友好都市協定等を締結した自治体との交流事業の実施など、町の活性化策に取り組むこととする。また、より利便性の高いデマンドタクシー及び町営路線バスの運行について継続して調査・研究等を行うとともに、農業後継者不足や耕作放棄地の発生を予防し、遊休農地の活用と新規就農者等の担い手の育成・確保に取り組むこととする。

#### ④ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

国では、今後急激な人口減少が見込まれる中において、地方自治体が持続可能な行政サービスを提供していくために、デジタル技術やデータ、A I 等を活用することで、住民の利便性を向上させるとともに、行政事務の効率化と人的資源を行政サービスの向上に繋げることを推進している。このため、本町においても地域デジタル社会の実現に向けて、継続的に取り組む必要がある。

本町では、今年度末までとされている国が推進する基幹システムの標準化への着実な移行を進めており、令和 6 年度においては、国の交付金を活用し、公共施設予約サイトや子育て支援アプリ等を整備することで、町民サービスの向上を図ったところである。引き続き、行政手続のオンライン化やペーパーレス化などによる町民の利便性向上を進めるため、鳩山町地域公共交通計画に基づく M a a S や A I 等を活用したデマンド交通システムの調査・研究、行政事務の効率化やコスト削減の観点に基づく、デジタル技術の活用について検討等に取り組むこととする。

#### ⑤ 財政健全化の推進

前述のとおり、本町は人口減少、少子高齢化の進展などにより町税収入は減少することが予測される。一方で、給与改定や働き方改革に伴う人件費や少子高齢化による扶助費の増加に加え、昨今の物価高騰の影響による業務委託費、施設の維持管理経費等も増加し続けており、町財政を圧迫している。更に、老朽化が進む公共施設の計画的な予防保全、長寿命化対策等に取り組む必要があるが、財源確保が大きな課題となっている。なお、「令和 7 年度 鳩山町中期財政見通し<2026(R8)年度～2030(R12)年度>」では、令和 8 年度の歳入歳出乖離額は約 6 億 900 万円の財源不足額が見込まれており、非常に厳しい予算編成になることが予想される。

以上のことを踏まえ、町税収入の確保と地域経済の活性化などを図るため、今宿仮宿地区等への企業誘致に埼玉県及び関係機関等との検討協議に継続して取り組むこととする。また、人口減少に伴う公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活

用・統廃合等に取り組むとともに、町債の発行にあたっては、令和2年度に策定した鳩山町町債残高削減計画が今年度で期間終了となるが、引き続き、町債発行の抑制による起債残高の削減と公債費の縮減、地方交付税算入率の高い地方債の活用により、将来の財政負担を軽減し、財政健全化と持続可能な財政運営に取り組むこととする。

### (3) 令和8年度予算編成基本方針

#### 1. 少子化対策、子育てしやすいまちづくりの推進

- (1) 鳩山町少子化対策チャレンジプランに基づく施策を推進すること。
- (2) 乳幼児（特に0歳から2歳まで）を対象とした子育て世帯に対するサポートの充実について研究すること。
- (3) ファミリー・サポート・センターの体制の充実（サポート会員の増員）に継続して取り組むこと。
- (4) 民間資金等を活用した移住定住化促進住宅の整備について研究すること。
- (5) 鳩山町立幼稚園魅力アップ計画に基づく施策を推進すること。

#### 2. 健康長寿のまちづくりの推進

- (1) 障がい者を含めた、子どもから高齢者までの包括的な支援事業（地域共生社会）に継続して取り組むこと。
- (2) すべての町民が生涯活躍できる町を目指し、スポーツ・文化等のサークル活動を通じた「栄養・運動・社会参加」の3本柱とした健康づくり事業に継続して取り組むこと。
- (3) 健康寿命の延伸を図り、介護給付費等の抑制と介護保険料の軽減に取り組むこと。

#### 3. 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- (1) 防犯・交通安全施策を推進すること。
- (2) 地域住民の参画による防犯パトロール、自主防災活動の取り組みを推進すること。
- (3) 防災重点農業用ため池の整備を推進すること。
- (4) 重郎橋付近の内水対策について関係機関等と検討を行い、大雨時の安全度の向上に取り組むこと。
- (5) 老朽化が進む公共インフラの適切な維持管理及び計画的な長寿命化対策等に取り組むこと。
- (6) 町民への災害情報の迅速な情報提供を推進すること。

#### 4. 地域活性化、魅力あるまちづくりの推進

- (1) 北部地域活性化に伴う第2期取組方針（泉井地区・上熊井地区）に基づく事業を推進すること。
- (2) 鳩山町地域公共交通計画に基づく施策を推進すること。
- (3) 鳩山町空家等対策計画に基づく施策を推進すること。
- (4) 持続可能で、効率的かつ安定的な農業経営を目指す経営体等の担い手の育成・確保に取り組むこと。
- (5) 農地の効率的な利用の促進、耕作放棄地の発生を予防し、移住を含む多様な農業経営体の確保を推進すること。

- (6) 史跡南比企窓跡保存活用計画に基づく施策を推進すること。
- (7) 町の魅力や情報の発信、友好都市等との交流事業などによる交流人口、関係人口の創出に取り組むこと。

## 5. 環境と共生できるまちづくりの推進

- (1) 環境保全、地球温暖化対策、脱炭素等の推進の基本となる鳩山町環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を策定し、当該計画に基づく施策を推進すること。
- (2) 公共施設等における照明器具の計画的なLED灯への更新に取り組むこと。
- (3) 町の財産である豊かな自然環境の保全と地域活性化の資源に活用できないか検討すること。

## 6. 企業誘致の推進

- (1) 今宿仮宿地区等への企業誘致について、埼玉県及び関係機関等との検討協議に継続して取り組むこと。
- (2) 環境との調和を図りながら、実現可能な商業及び流通・工業の立地誘導を行うための土地利用の見直しに取り組むこと。

## 7. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- (1) デジタルデバイド（情報格差）対策に継続して取り組むこと。
- (2) 町民生活の利便性と行政サービスの向上に寄与するDXの活用に取り組むこと。

## 8. 財政健全化の推進

- (1) 町の活性化、将来の財政負担の軽減に繋がる効果的な国・県支出金の活用を図ること。
- (2) 鳩山ブランドの発掘によるふるさと納税返礼品の充実及び企業版ふるさと納税の獲得に向けたプロモーションを実施し、町の自主財源の確保に取り組むこと。
- (3) 鳩山町財政運営基本方針に基づき、持続可能な将来を見据えた財政運営に取り組むこと。
- (4) 町債発行を抑制するとともに、地方交付税算入率の高い地方債を活用することで、将来の財政負担の軽減に取り組むこと。
- (5) 人口減少に伴う施設等の利用需要が変化していくことを踏まえた鳩山町公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づく施設の活用・統廃合等を推進すること。

## 2 令和8年度財政見通し

令和8年度の財政見通しは次のとおりである。

なお、別添資料として「本町の財政状況と決算分析」を添付したので参考とされたい。

### (1) 令和8年度の動向

#### ① 総入

町税は、令和7年度当初予算額と同水準の見込みとなっている。また、「令和8年度の地方財政の課題」(8月29日総務省)では、仮試算ではあるが地方税の

税収は伸びると予測されている。

地方交付税（普通交付税）については、本町の令和7年度交付決定額が当初予算額を上回り、国の令和8年度概算要求では「経済財政運営と改革の基本方針2025」等を踏まえ、令和7年度地方財政計画の一般財源総額と同水準を確保するとされており、出口ベースの総額は前年度比3,792億円（2.0%）の増となっているが、年末までに行われる国の予算編成の動向次第では、変動が生じる可能性があるため、その動向に注視する必要がある。

## ② 岁出

令和7年度当初予算は、令和6年度当初予算の54.84億円から3.45億円増加し、58.29億円となった。なお、令和7年度予算の概算要求（令和6年11月26日時点）における歳出要求額は64.65億円であったが、約10.94億円の財源不足額が生じた。このため、歳入の交付金等や地方財政対策に基づく地方交付税の再精査をはじめ、特定目的基金の活用などによる歳入確保に努めたが、財政調整基金を約2.47億円の取り崩しを行うことで予算を編成した。

令和8年度予算においては、北部地域活性化事業の継続、人件費や扶助費を中心とした義務的経費のほか、公共施設の予防保全、長寿命化対策等に伴う普通建設事業費の増加など、多くの財政需要が見込まれる。

### （2）歳入歳出見込額の仮試算

#### ① 岁入の仮試算

令和8年度の歳入見込額について、「表－1 令和8年度歳入見込額（予算編成方針時点）」のとおり、仮試算を行った。

この仮試算では、主要な一般財源である町税、地方交付税等については、令和8年度の動向や近年の推移等に基づき試算した。

#### ●仮試算概要

（単位：千円）

	令和7年度 当初予算	令和8年度 予算編成方針	比較 (R8-R7)
(1) 臨時一般財源	479,801	191,387	-288,414
(2) 経常一般財源	3,906,180	3,960,319	54,139
○小計	<b>4,385,981</b>	<b>4,151,706</b>	<b>-234,275</b>
(3) 臨時特定財源	486,158	568,743	82,585
(4) 経常特定財源	956,861	835,951	-120,910
●合計	<b>5,829,000</b>	<b>5,556,400</b>	<b>-272,600</b>

#### ② 岁出の仮試算

令和8年度の歳出見込額について、「表－2 令和8年度歳出見込額（予算編成方針時点）」のとおり、歳出を性質別に区分し仮試算を行った。

この仮試算では、性質別区分ごとに、令和8年度に予定されている普通建設事業や個別要因、近年の決算推移等に基づき試算した。

●仮試算概要

(単位:千円)

区分	令和7年度	令和8年度予算編成方針		
	当初予算額	見込額	対前年度増減	
			増減額	増減率
1 人件費	1,138,321	1,181,000	42,679	3.7%
2 物件費	1,030,552	936,500	-94,052	-9.1%
3 維持補修費	54,350	57,600	3,250	6.0%
4 扶助費	822,004	860,100	38,096	4.6%
5 補助費等	1,232,908	1,268,100	35,192	2.9%
6 普通建設事業費	219,534	501,600	282,066	128.5%
8 公債費	582,726	596,900	14,174	2.4%
9 積立金	90,948	90,895	-53	-0.1%
12 繰出金	649,652	664,800	15,148	2.3%
その他	8,005	8,005	0	0.0%
●仮試算合計	5,829,000	6,165,500	336,500	5.8%

(3) 歳入歳出乖離額（財源不足額）

令和8年度の歳入見込額と歳出見込額の乖離額は、次のとおり6億910万円となつた。

令和8年度歳入見込額（予算編成方針）	5,556,400千円
令和8年度歳出見込額（予算編成方針）	6,165,500千円
歳入歳出乖離額（財源不足額）	609,100千円

表一1 令和8年度歳入見込額（予算編成方針時点）

令和8年度予算編成方針 岁入見込額			
5,556,400千円			

(単位：千円)

	令和7年度財源内訳				令和8年度財源内訳（見込）			
	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一 (c)	経・一 (d)	臨・特 (a)	経・特 (b)	臨・一	経・一
1 町税				1,684,894				1,684,800
2 地方譲与税				66,100				66,000
3 利子割交付金				500				1,500
4 配当割交付金				10,000				10,000
5 株式等譲渡所得割交付金				10,000				10,000
6 法人事業税交付金				18,000				18,000
7 地方消費税交付金				294,000				295,000
8 ゴルフ場利用税交付金				94,000				94,000
9 環境性能割交付金				12,000				10,000
10 地方特例交付金				6,000				6,000
11 地方交付税			105,000	1,660,000			100,000	1,718,000
12 交通安全対策特別交付金				2,000				1,800
13 分担金及び負担金	3,032	8,625	1		2,237	6,362	1	
14 使用料及び手数料		12,596		8,547		12,508		8,486
15 国庫支出金	138,000	530,896			117,741	452,984		
16 県支出金	88,682	358,851			79,810	322,865		
17 財産収入	1,945	6,600	3	23,693	1,809	6,141	3	22,047
18 寄附金	75,005		1		75,005		1	
19 繰入金	40,198		282,049		42,500			
20 繰越金			80,000				80,000	
21 諸収入	9,896	39,293	12,747	16,446	8,841	35,091	11,382	14,686
22 町債	129,400				240,800			
自主財源	130,076	67,114	374,801	1,733,580	130,392	60,102	91,387	1,730,019
依存財源	356,082	889,747	105,000	2,172,600	438,351	775,849	100,000	2,230,300
合 計	486,158	956,861	479,801	3,906,180	568,743	835,951	191,387	3,960,319
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
再 計	1,443,019 ⑨ (①+②)		4,385,981 ⑩ (③+④)		1,404,694 ⑪ (⑤+⑥)		4,151,706 ⑫ (⑦+⑧)	
歳入見込額		5,829,000 ⑨+⑩				5,556,400 ⑪+⑫		

●想定

○町税	令和7年度決算見込み、税制改正、評価替え等による影響を推計し想定
○交付金等	近年の決算額の推移を参考に想定
○地方交付税	①普通交付税・・・令和7年度交付基準額から町税収入の推移等を考慮して想定 ②特別交付税・・・近年の決算額の推移を参考に想定
○繰入金	財政調整基金繰入は「0」としている
○繰越金	令和7年度当初予算額と同額を想定
○町債	普通建設事業費に連動して推計し想定 臨時財政対策債は総務省概算要求の内容を反映し計上なしとしている

表-2 令和8年度歳出見込額（予算編成方針時点）

令和8年度予算編成方針 岁出見込額		
6,165,500千円		

（単位：千円）

区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度（予算編成方針）			
	決算額 ①	予算額 ②	予算額 ③	対前年度増減		見込額 ④	対前年度増減	
				増減額 ③-②	増減率		増減額 ④-③	増減率
1 人件費	1,047,021	1,065,536	1,138,321	72,785	6.8%	1,181,000	42,679	3.7%
* うち職員給	624,660	621,593	664,652	43,059	6.9%	689,572	24,920	3.7%
							・定年延長、新規採用、給与改定などによる影響を想定	
2 物件費	830,326	862,373	1,030,552	168,179	19.5%	936,500	-94,052	-9.1%
							・事務事業費等調などを基に想定	
3 維持補修費	46,669	53,729	54,350	621	1.2%	57,600	3,250	6.0%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
4 扶助費	734,884	729,077	822,004	92,927	12.7%	860,100	38,096	4.6%
							・事務事業費等調などを基に想定	
5 補助費等	1,379,506	1,171,950	1,232,908	60,958	5.2%	1,268,100	35,192	2.9%
							11,395	1.5%
(1)一部事務組合	680,172	720,450	759,691	39,241	5.4%	771,086	・近年の決算額の推移を基に想定	
(2)その他	699,334	451,500	473,217	21,717	4.8%	497,014	23,797	5.0%
							・近年の決算額の推移を基に想定	
6 普通建設事業費	311,821	273,471	219,534	-53,937	-19.7%	501,600	282,066	128.5%
							9,790	18.5%
(1)補助事業費	75,380	58,300	52,790	-5,510	-9.5%	43,000	・事務事業費等調などを基に想定	
(2)単独事業費	236,441	215,171	166,744	-48,427	-22.5%	458,600	291,856	175.0%
							・事務事業費等調などを基に想定	
7 災害復旧事業費	178,592	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
(1)補助事業費	30,876	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
(2)単独事業費	147,716	4	4	0	0.0%	4	0	0.0%
8 公債費	677,414	609,064	582,726	-26,338	-4.3%	596,900	14,174	2.4%
							-53	-0.1%
9 積立金	261,148	89,069	90,948	1,879	2.1%	90,895	・歳入のふるさと納税寄附金と相殺	
10 投資及び出資金	3,000	3,000	3,000	0	0.0%	3,000	0	0.0%
11 貸付金	0	1	1	0	0.0%	1	0	0.0%
							15,148	2.3%
12 繰出金	568,475	621,726	649,652	27,926	4.5%	664,800	・事務事業費等調などを基に想定	
13 予備費	0	5,000	5,000	0	0.0%	5,000	0	0.0%
合 計	6,038,856	5,484,000	5,829,000	345,000	6.3%	6,165,500	336,500	5.8%

### 3 予算編成作業にあたっての留意点

ここ数年の本町は、国の交付金・補助金を積極活用し、公共施設の耐震化や大規模修繕工事を実施し、将来の財政負担を大きく軽減するように努めてきた。

これら成果を土台とし、人口減少、超高齢社会へ対応しながら、町の継続的な活性化を図るために、「将来の町の活性化につながる施策に戦略的に取り組むこと」

(北部地域活性化事業、企業誘致、ふるさと納税返礼品の充実など) 及び「社会構造の変化等に対応する施策に包括的に取り組むこと」(地域公共交通、DXの推進など) とともに、町債発行の抑制による町債残高の削減に努めるとともに、鳩山町財政運営基本方針に基づき、「財政規律を保ち、健全な財政構造の確立と将来を見据えた財政基盤の強化」を推進する必要がある。このため、以下の点に留意して予算編成作業を実施するものとする。

#### (1) 選択と集中を原則とした予算編成

「1 令和8年度の町政運営及び予算編成基本方針」で示した事業内容を具体的に検討し、取り組むものとする。なお、「2 令和8年度財政見通し」で示したように、現時点で6億910万円の財源不足額が見込まれている。このため、基本方針に示した事業分野に対して重点的に予算を振り分ける、「選択と集中を原則」とした予算編成とする。

このため、町の主要計画である「第6次総合計画（まち・ひと・しごと創生総合戦略）」などに該当する事業であるか否かを「事業別明細書」に記載し、事業の必要性及び重要度等の明確化を図るとともに、事業採択の判断基準とする。また、予算要求書とともに作成する「事業別明細書」に記載する事業は、予算要望額が100万円を超える事業、新規事業及び重要事業とし、表-3のとおり、事業分類を明記し、事業の必要性及び重要度等を明記するものとする。なお、新規事業については、基本的に予算編成基本方針に基づく施策に限定する。なお、住民福祉の向上等に寄与する、緊急・重要な課題解決等に必要な施策には効果的に取り組むものとするが、その事業財源については、「既存事業の見直しを行う中で確保すること」及び「重点政策予算枠の中で調整すること」を基本とする。

#### (2) コスト意識と適正な経費算定

行政サービスである各種事業には必ずコストがかかる。このコストに対する意識を持つとともに費用対効果の検証が必要である。さらに、予算と決算の乖離について精査し、必要最小限の経費を的確に算定するものとする。

#### (3) 国、県の補助制度等の積極的活用

財源不足が見込まれるなか、事業財源として活用できる国、県の財政支援を効率的に獲得するため、これまで以上に国、県の予算編成動向を注視すること。なお、国、県からの財政支援が減少あるいは廃止される事業については、事業見直しの好機と考え、先例に捉われることなく柔軟な発想・思考をもって対応すること。また、継続して必要な事業財源については、あらゆる機会を通じて、国、県への要望を行い、財源確保について積極的に行動すること。

#### (4) 財政健全化の推進

地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高の削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を令和8年度は2億5千万円と設定する。ただし、災害復旧事業及び後年度に地方交付税措置などの財政支援がある有利な起債等ができる場合は、別途検討する。

#### (5) 特別会計及び企業会計に関する留意点

特別会計においては、安定的な運営のため、保険料の徴収率向上や給付費の適正化などに取り組み、財政の健全化に努め、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。企業会計においても、効率的、合理的な予算編成及び執行を行い、自己財源の確保を図り、一般会計からの繰入れは原則として法令等で定められた範囲内とする。

**表-3 事業別明細書の概要**

##### 1.事業別明細書の概要

- (1) 事業別明細書では、次の3種類に事業を分類する。
- (2) 実施事業が、①の本予算編成基本方針で示した重要事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には6点の評点を付与する。
- (3) 実施事業が、②から③に位置付けられている事業である場合は、その事業名を記入する。なお、該当事業には2点の評点を付与する。
- (4) 事業採択にあたっては、評点の合計点を重視する。
- (5) 事業名の記入にあたっては、表-4「事業の分類一覧表」に基づきドロップダウンリストを作成し、記入の効率化を図る。

##### 2.事業の分類

① R8予算編成基本方針事業		6点	評点
② 第6次総合計画（基本目標ターゲット）		2点	
③ まち・ひと・しごと創生総合戦略		2点	

## 4 具体的な予算編成手法

令和8年度予算は、予算編成方針（令和7年10月2日提示）で示された基本方針を踏まえ、以下の手法により予算編成を行うものとする。

### (1) 各課における目標の設定

令和8年度予算においても、「課の役割」と「個別事業とその目標」を各課において作成し、予算参考資料等により公表する。（様式は昨年と同様）考え方及び手順は次のとおりである。

- ① 「個別事業とその目標（案）」を各課で検討。
- ② 「個別事業とその目標（案）」を踏まえて、予算要求書及び事業別明細書（事業目標及び成果指標も明記すること）等を作成。
- ③ 予算編成終了時に、「個別事業とその目標（案）」を見直し、最終版を作成。

人事評価制度における課の組織目標は、この「個別事業とその目標」を踏まえるとともに、個々の職員の目標も加味して作成することとする。

### (2) 予算要求基準額の設定

「2 令和8年度財政見通し」で示したとおり、本町における一般財源の確保は極めて厳しい状況であり、今後の財政運営においては、今まで以上の予算の圧縮が避けられない状況となっている。

ついては、令和8年度の予算編成においては、昨年度と同様に所管課等マネジメント予算により行い、一般財源分の予算要求基準額を設定する。

また、予算編成方針に基づいた重点事業を実施するための予算枠として、「重点政策予算」（新規事業や既存事業を拡充する予算枠）を設けるものとする。

なお、所管課別の所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠の取扱いについては、別途、政策財政課長より通知させる。

### (3) 所管課等マネジメント予算及び重点政策予算枠による予算編成の実施

予算編成は、政策形成の一手法であり、できるだけ多くの町職員が予算について、主体的に考え、取り組んでいただきたい。そして、職員一人ひとりが、少しでも着実に変えていくという改革意識を持つことによって、変化のスピードが速い社会情勢に対して的確に対応できる職員を養うことができる。各所属長に対しては、令和8年度予算をみんなで作りあげていけるように、各所属職員の積極的な取り組みを促していただきたい。

#### ① 所管課等マネジメント予算配分方式

所管課等マネジメント予算配分方式とは、予算編成にあたって各課等にあらかじめ一定額の予算（各課等の裁量で各種事業を行うための一般財源分）を提示し、その予算の範囲内で、各課等の判断で予算要求を行う方法である。

なお、政策財政課では、以下の図のような考え方で一般財源の予算額を各課等に提示し、その範囲内で予算編成を行うものとする。

また、予算要求された内容については、政策財政課で町の政策方針等を考慮し、予算の全体的な調整を行うため、予算ヒアリングを実施する。

#### ＜所管課等マネジメント予算配分方式の効果＞

##### ア. 町事業のスクラップアンドビルの促進

政策財政課による予算査定では、事業所管課が必要であると主張する事業を一方的に廃止することや狙い撃ち的にある事業だけを廃止することは難しく、一方で事業所管課としても自主的に事業を廃止し、縮小したとしてもその分の予算を削減されるだけで何のメリットもなく、積極的に廃止しようとするインセンティブが働かないため、事業のダイナミックな組み換え等が行われることは少なかったと言える。さらに、以前に実施していた経常経費の枠配分予算の方法も、一定の成果はあったものの、基本的には経常経費のみの枠配分であったため、町事業の全体的なスクラップアンドビルの促進にはあまり繋がらなかった。

このような経緯を踏まえて、所管課等マネジメント予算配分方式では、事業所管課の権限で予算編成できる範囲を広げ、事業所管課で不要な事業を廃止した分（一般財源分）、新規事業に予算を回すことが可能になることから、事業の廃止、新規立案が柔軟に行うことができるようしている。

##### イ. 事業所管課の視点に立った行政運営の推進

歳入の増加が期待できない状況下では、特定の事業に予算を厚く配分するには、他の事業を削って必要な予算を捻出する必要がある。また、単純にシーリング方式では真に必要性が高く、重点的、戦略的に推進すべき事業も一律にカットされてしまうという懸念がある。このため、所管課等マネジメント予算配分方式の導入により、より現場に近く精度の高い情報を有している事業所管課の判断で必要な事業の予算配分が可能になり、ひいては行政サービスの向上に繋がることを目的にしている。

##### ウ. 自主性・自律性の確保とコスト意識の向上

従来の政策財政課による査定方式では、財政的な問題を考えるのは管理（財政）部門の仕事で、事業所管課には関係がないという傾向があったが、所管課等マネジメント予算配分方式では、各課等が自らの権限と責任で予算編成（補助金や地方債の活用の検討）を考えることになるので、財政状況や事業コストに対する意識向上が図れることが期待される。

## ② 重点政策予算枠

「重点政策予算枠」とは、新規事業や既存事業を拡充するための予算枠として、あらかじめ一定の予算枠を確保するものである。実際の予算配分については、予算ヒアリングを実施する中で所管課とも協議し、最終的に町長査定で配分を決定する。

歳入	一般財源	歳出	<p>●所管課等マネジメント予算（各課等に枠配分）</p> <p>①所管課等の裁量で予算化できる、一般財源予算要求基準額（枠配分額）は、前年度決算額、令和7年9月補正後の予算額、令和7年8月21日付け実施の令和8年度予算編成作業に向けた事務事業費等調査を参考に政策財政課で査定（上限設定）する。</p> <p>②基本的には、各課等に配分された枠配分額の範囲内で、個別事業の予算化を検討する。<u>なお、検討にあたっては、事務事業費等調査の事務事業評価、事務事業の見直し等を踏まえて行うこと。</u></p> <p>③<u>普通建設事業費（実施設計業務、工事請負費、公有財産購入費、物件移転補償等）</u>については、枠配分額の対象外とするが必ず事業別明細書を作成のうえ提出すること。また、予算要求にあたっては、補助金や交付税措置のある地方債の活用を検討すること。</p> <p>④枠配分額は、法令で定められた経費を優先に充当すること（補正対応ありきの予算要求は認めない）。</p> <p>⑤枠配分額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。なお、予算計上希望事業一覧には、枠配分額を超過した一部の事業費を記載するのではなく、当該事業費の全額を記載すること。</p> <p>⑥予算計上希望事業（枠配分額に収まらない事業）は、第1回ヒアリング時に内容を聴取し、予算計上の有無を町全体の予算の中で総合的に必要性等を検討する。</p> <p>●重点政策予算（重点施策用の予算枠）</p> <p>①<u>新規事業や既存事業を拡充するための予算枠</u></p> <p>●このほか、以下の予算は政策財政課で金額を指示</p> <p>①人件費、公債費</p>
----	------	----	---

<b>特定財源</b>	<p>●特定財源充当分</p> <p>①法令の規定により実施しなければならない事業についても、過大な要求とならないように国や県の補助金等と併せて、政策財政課で提示された一般財源の範囲内で予算要求するように検討すること。</p> <p>②事業費全額が補助金等で実施できるものは、そのまま予算要求すること。 ただし、施設等の整備や後年度にランニングコストがかかる事業は政策会議や町長査定等で実施の有無を検討すること。</p> <p>③地方債を活用して実施する普通建設事業はすべて町長査定とする。また、町債残高削減を図るため、普通建設事業に係る町債の発行上限額を2億5千万円と設定する。</p> <p>④町債の活用は、交付税措置のあるものを検討すること。</p>
-------------	--

## 5 令和8年度一般会計当初予算編成スケジュール

### ① 政策会議（10月2日）

- (1) 令和8年度一般会計予算の歳入・歳出の見込額の提示
- (2) 予算編成方針案等の協議・決定
- (3) 予算見積書等の提出の通知
- (4) 政策財政課長による令和8年度一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）は10月17日までに提示する。

- (5) 10月7日から令和8年度予算入力可

↓

### ② 予算編成方針等の通知（10月2日）

↓

### ③ 議員要望提出予定日（10月3日）

- (1) 9月の定期全協で議会事務局が説明し、10月3日までに政策財政課に提出する。

- (2) 要望をとりまとめ、各課等に提示し、予算編成の検討材料とする。

↓

### ④ 予算見積書提出期限（10月31日）

- (1) 一般財源予算要求基準額（所管課等マネジメント予算）の範囲内で予算見積書を作成・提出する。

- (2) 一般財源予算要求基準額の範囲内に収まらない事業費は、優先度の高い順に予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）を作成し、提出すること。

↓

### ⑤ 第1回予算ヒアリング（11月11日、12日、13日、14日）

予算要求（予算計上希望事業一覧の事業含む）された内容のヒアリングの実施

↓

### ⑥ 政策会議（11月26日）

予算要求等の状況についての説明

↓

### ⑦ 予算査定方針の通知（12月1日）

↓

### ⑧ 第2回予算ヒアリング（12月10日、11日、12日）

- (1) 第1回予算ヒアリング結果に伴う査定

- (2) 所管課で優先順位をつけた予算計上希望事業一覧（事業別明細書等含む）の査定（所管課の予算計上希望事業を町全体の視点で調整）

- (3) 予算編成方針に基づく事業で、一般財源予算要求基準額の範囲内に要求額が収まり、かつ、普通建設事業費の予算要求がない課等はヒアリングを実施しません。ただし、予算が確定したわけではありませんのでご了承ください。

(4) ヒアリング結果を政策財政課で調整後、町長、副町長と協議

↓

⑨ 町長査定（最終査定） 令和 8 年 1 月 7 日

町長による最終的な査定（必要に応じて現地確認も実施）

↓

⑩ 政策会議 1 月 20 日

令和 8 年度予算案の確定（決定）

↓

⑪ 議会予算説明 2 月 16 日

議会への予算案の概要説明

↓

⑫ 議会議上程 2 月 27 日

(1) 令和 8 年度予算案（特別会計及び企業会計を含む）は、予算特別委員会に付託される予定

(2) 予算特別委員会では、三役をはじめ、関係課長、担当職員が出席する予定

※日程については現時点での予定であり、予算編成の進捗状況を踏まえて変更することがあるので留意願いたい。なお、日程を変更する場合にはその都度、政策財政課より連絡する。

表-4 事業の分類一覧表（ドロップダウンリスト）

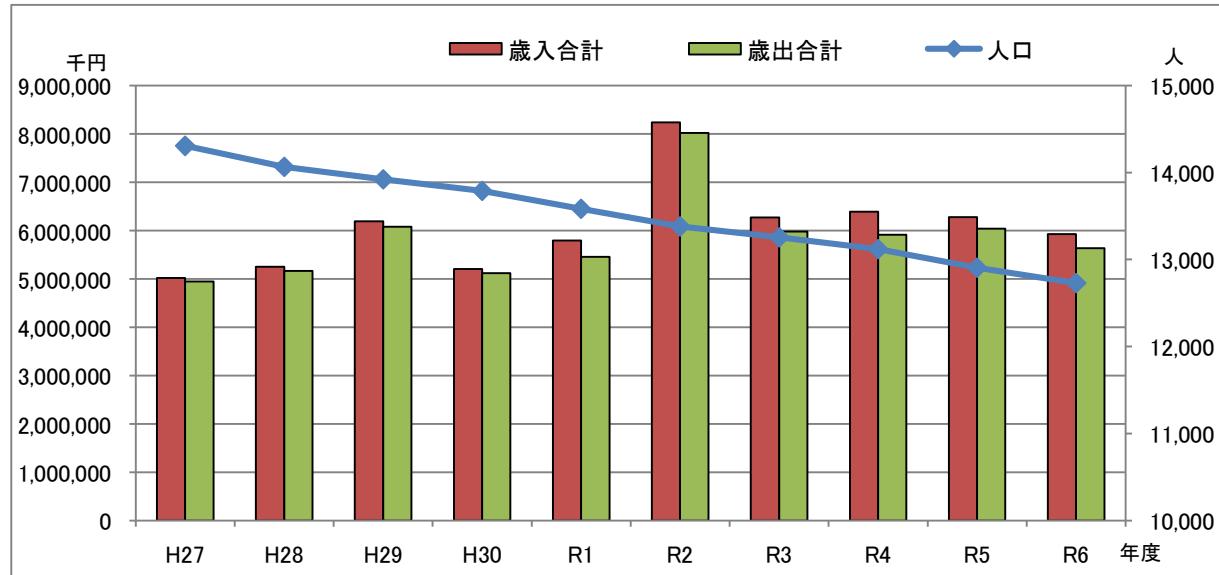
予算編成基本方針事業	予算編成基本方針の 1 から 8
------------	------------------

第 6 次鳩山町総合計画		第 6 次鳩山町総合計画における実施計画
	1 環境と共生できるまちづくり	(環-1) 森林整備計画 (環-2) 緑の基本計画 (環-3) 空家等対策計画 (環-4) エコオフィスはとやま行動計画
	2 健康に長生きできるまちづくり	(健-1) まめで健康 21 プラン (健-2) 特定健康審査等実施計画 (健-3) 保健事業実施計画 (健-4) 高齢者福祉総合計画
	3 安全安心に暮らせるまちづくり	(安-1) 地域福祉推進プラン (安-2) 障がい者福祉計画 (安-3) いのち支える自殺対策行動計画 (安-4) 国土強靭化地域計画 (安-5) 地域防災計画 (安-6) 国民保護計画 (安-7) 危機管理指針 (安-8) 交通安全計画 (安-9) 情報セキュリティポリシー
	4 潤いのある生活ができるまちづくり	(潤-1) 都市計画マスタープラン (潤-2) 立地適正化計画 (潤-3) 農業振興地域整備計画 (潤-4) 農村環境計画 (潤-5) 交通基本計画
	5 子育てしやすいまちづくり	(子-1) 子ども・子育て支援事業計画 (子-2) 教育振興基本計画 (子-3) 特定事業主行動計画
	6 文化創造・多文化共生のまちづくり	(文-1) 人権政策推進計画 (文-2) 男女共同参画計画

まち・ひと・しごと創生総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略における位置づけ
1 雇用を生み出す基礎的インフラ等の整備	(創-1-1) 企業誘致 (創-1-2) 就職支援 (創-1-3) 女性の活躍による 6 次産業化の推進 (創-1-4) 耕作放棄地・荒廃山林の再生 (創-1-5) 泉井・上熊井地区活性化取組方針の推進 (整備したインフラの活用) (北部地域活性化) (創-1-6) 起業支援 (創-1-7) ふるさと納税返礼品製造推進事業 (創-1-8) 上熊井農産物直売所 (ちょくくま) の活性化 (創-1-9) 地域ブランドの創出
2 来訪者の拡大と多様な就労環境の創出	(創-2-1) 中山間地域における「多世代交流・多機能型」拠点の形成 (創-2-2) 既存ストックや各種資源を活用した多様な交流の創出 (創-2-3) 農業・スポーツ・文化芸術を楽しむ交流人口の拡大 (創-2-4) 衛星や ICT 等を利活用した魅力的な情報の発信と活用 (創-2-5) 鳩山町からの流出人口の減少 (創-2-6) 鳩山町への移住・U ターン推進 (創-2-7) (移住推進のための) 子育て支援、待機児童ゼロの PR (創-2-8) (移住推進のための) 特色ある教育

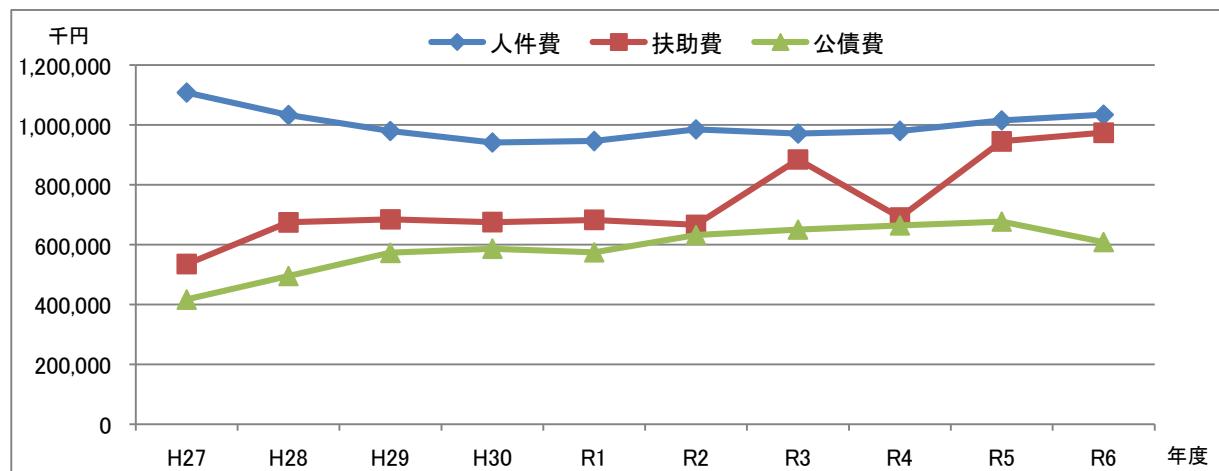
	(創-2-9) ふるさと納税の推進
	(創-2-10) 企業版ふるさと納税、クラウドファンディングの推進 (企業の CSR/SDGs への訴求)
	(創-2-11) 上熊井農産物直売所（ちょっくま）の活性化（再）
	(創-2-12) コワーキングスペース・サテライトオフィスの増大
	(創-2-13) 学生シェアハウスの拡大
	(創-2-14) 空き家バンクの活性化
	(創-2-15) 居住誘導区域における老朽住宅の取り壊し補助、移住優遇制度
	(創-2-16) 住民との協働による PR 動画作成
	(創-2-17) ふるさと納税、交流人口拡大のための仮称鳩山応援クラブ設立
	(創-2-18) ふるさと教育
	(創-2-19) スポーツによる町の活性化
3 結婚・出産・子育ての包括支援	(創-3-1) 子育て世代包括支援システムの整備・広域連携による結婚支援
	(創-3-2) 三世代同居（二世帯住宅）・近居（町内同居）等の推進
	(創-3-3) きめ細やかな学習支援の推進
	(創-3-4) ワークライフバランスの推進
	(創-3-5) 待機児童ゼロの継続
	(創-3-6) 子育て環境の改善、子育て支援
	(創-3-7) 学童保育所の整備充実
	(創-3-8) 情報教育
	(創-3-9) 英語教育、特色ある教育の推進
4 住民と町の協働による地域活性化	(創-4-1) 福祉・健康複合施設を核とした多様な連携と活性化の推進
	(創-4-2) 都市のコンパクト化と交通ネットワークの形成
	(創-4-3) 公共インフラの長寿命化と維持管理の適正化
	(創-4-4) 地域分散型エネルギー・システムの研究
	(創-4-5) 公共交通の充実（町外拠点への延伸）
	(創-4-6) 健康づくり事業の推進
	(創-4-7) 生きがいづくり
	(創-4-8) 防災環境の整備
	(創-4-9) サロン事業の充実
	(創-4-10) 地域共生社会の実現（重層的支援体制整備事業の推進）

## 1 財政規模の推移



⇒ 人口減少に伴い町税収入は減少しているが、ここ数年は、国の交付金（地域の元気臨時交付金、社会資本整備総合交付金、農山漁村振興交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用した事業等の積極的な活用により決算規模が拡大。

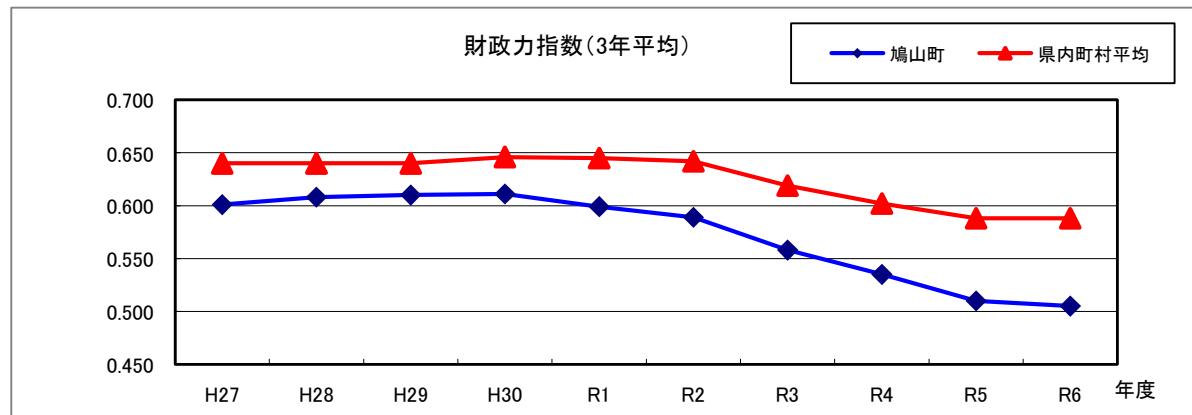
## 2 義務的経費の推移



- ① 人件費は、給与改定や最低賃金の引き上げにより上昇傾向、また、近年は公債費も増加傾向にあり高水準である。
- ② 扶助費は、少子化対策や高齢化の影響により増加傾向である。

⇒ 義務的経費全体で増加傾向で全体で 20 億円を超えている。扶助費は、近年は増加と減少を繰り返しながらも徐々に増加していることから、聖域とせず、事業見直しによる縮減・圧縮が不可避となっている。公債費については、令和 2 年度以降 6 億円を超える支出となっており、令和 5 年度をピークに減少する見込みではあるが、依然として水準が高い状況であるため、令和 2 年度に策定した町債残高削減計画に基づき、町債発行を抑制することで公債費の縮減を図る必要がある。

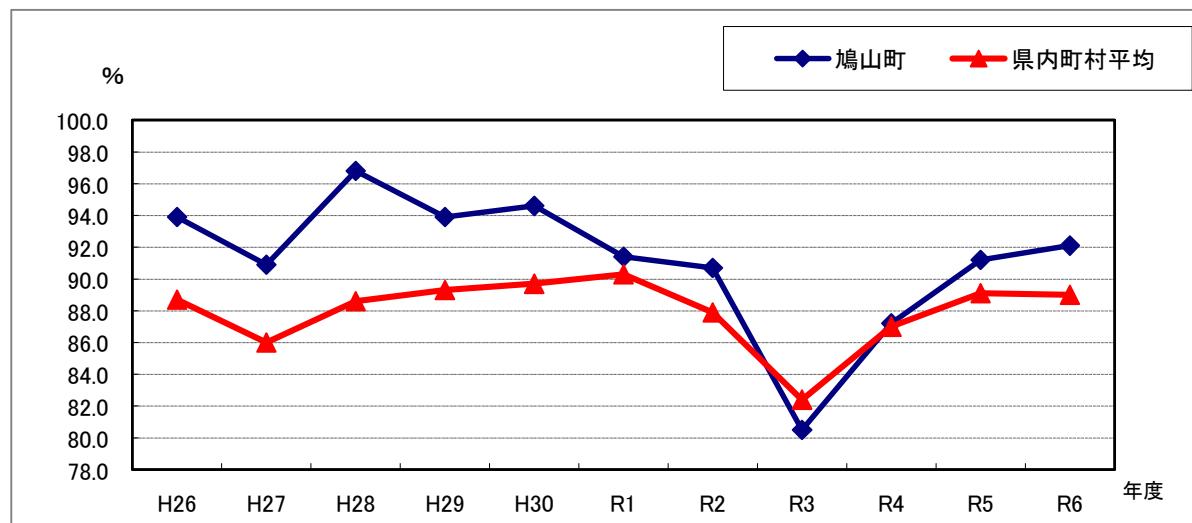
### 3 財政力指数の推移



財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額

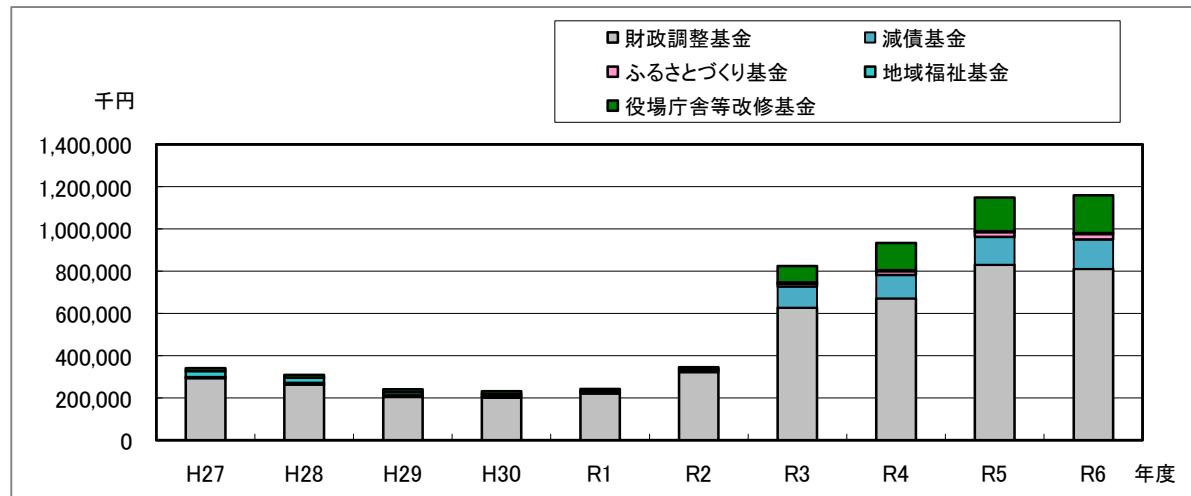
- ① H27→H30：若干向上  
⇒地方消費税交付金の増加に伴い基準財政収入額が増加。
- ② R1→R6：再び指数低下傾向  
⇒令和元年度以降は0.6を下回り、令和6年度で0.505まで低下。県内町村平均よりも低く地方交付税への依存度が年々高くなっている。

### 4 経常収支比率の推移



- ① 令和6年度の経常収支比率は前年度に比べて悪化した。  
⇒地方交付税や地方消費税交付金などの増加により経常一般財源が増加したものの、物件費や補助費等、繰出金などに対する充当経常一般財源が増加したこと、経常収支比率は92.1%となり、前年度に比べ0.9ポイント悪化した。
- ② 平成28年度の経常収支比率は過去最高値となった。  
⇒各種交付金、地方交付税等の経常一般財源が減少した一方で、公債費、扶助費などの支出が増加したこと、経常収支比率は96.8%となり、これまでの最高であった平成18年度の94.7%を上回った。
- ③ 令和4年度以降は上昇傾向となっている。  
⇒令和4年度以降は人件費、扶助費などの義務的経費の増加により、経常的な支出が増加傾向であり、財政構造の硬直化が進んでいる。  
⇒今後も財政健全化に向けて類似団体の平均値以下を目標として設定し、更に財政の弾力性を確保する取り組みが必要である。

## 5 主な基金残高の推移

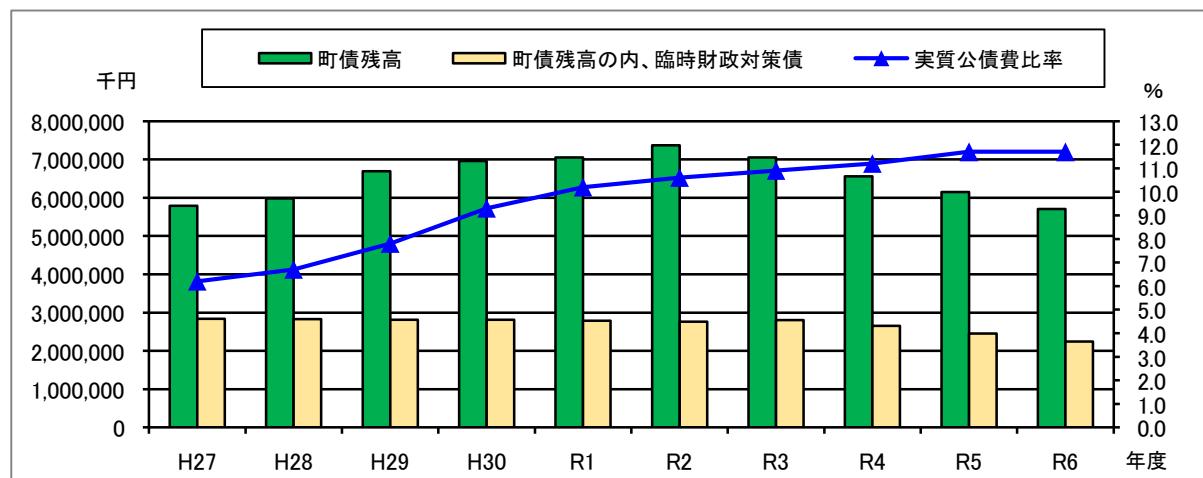


① 平成 27 年度は事業見直し調査の実施、普通建設事業費の削減などにより財政調整基金への積み立てを行い、年度末残高は約 3 億 4 千万円まで回復した。

② 平成 28 年度以降は再び減少傾向に転じ、30 年度末では約 2 億 3 千万円まで減少したが、令和元年度以降は継続して積み立てを行い 6 年度末残高は約 11 億 6 千万円となった。

⇒ 町税収入の減少、公共施設等の老朽化、災害発生等の緊急事態に備えた基金の確保が必要。長期的な視点に立ち財政運営を行っていくためには、現状以上の基金を確保するとともに、基金に依存しない財政構造への転換を図る取り組みが急務な状況である。

## 6 町債残高等の推移



① 町債残高は平成 29 年度には 60 億円を超えて、令和 2 年度まで増加傾向にあった。これは、緊急防災・減災事業、社会資本整備事業等の財源として、地方債を活用していることが要因となっている。なお、残高の約 4 割は臨時財政対策債が占めている。

② 実質公債費比率は平成 25 年度まで横ばいの状況であったが、27 年度以降は上昇傾向にある。

⇒ 令和 2 年度に策定した町債残高削減計画に基づき町債発行の抑制に引き続き取り組んでおり、今後も後年度への財政負担と本町の適正な財政規模を考慮したうえで、引き続き町債残高の削減に取り組むものとする。